

袋井市立袋井西小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この袋井市立袋井西小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号（以下「法」という。））第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるので、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つ。

(2) いじめの基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。そのため、まず未然防止に全力をあげて取り組む。また、どの子にも起こる可能性があると考えられるので、早期発見のための様々な方策を実施する。発見した場合は、早期の対応を行い、担任はもとより学校全体で組織的に取り組む。さらには教育委員会や外部の関係機関との連携を図り、早期解決に向けて迅速な行動をとる。

- ① いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない学級や学校の雰囲気作りに努める。
- ② いじめの未然防止のために、子供一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- ④ いじめの早期対応のために、学校、家庭、地域、専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のためには、「いじめを生まない土壌づくり」が大切である。そのために以下の項目に重点的に取り組む。

- 1 「居場所づくり」「絆づくり」を心掛け、年3回の児童意識調査をもとに、魅力ある学校づくりを進める。
- 2 分かる授業づくりを推進する。
 - ・一人一人を大事にした単元計画や授業の実施をする。
- 3 人権教育、道徳教育を推進する。
 - ・規範意識を高めたり、個々を尊重する子を育てたりする道徳教育を充実させる。
 - ・4年生以上はインターネット上のいじめ予防として、保護者の協力の

- もと関係機関との連携を図り、情報モラル教育を実施する。
- 4 児童会活動を充実させる。
 - ・仲間作り、思いやりなどを育てる活動を充実させる。
 - 5 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動を充実させる。
 - ・校外や地域の人材などを活用した校内とは異なる体験を充実させる。
 - 6 計画的なソーシャルスキルトレーニングを実施する。
 - ・人間関係づくりプログラム質問紙調査やQU調査を、年間5回実施して学級づくりに生かす。
 - ・上記の結果を見て、ソーシャルスキルプログラムなどを行う。
 - 7 保護者や地域への啓発や関係機関との連携を行う。
 - 8 配慮を要する子供への支援をする。
 - ・学校として特に配慮が必要な子供については、日常的にその子供の特性をふまえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
 - 9 取組前と取組後の比較による取組評価での点検を行う。
 - ・客観的な指標（繰り返し収集でき、比較可能な形の数値）で行う。
 - ア 学校が楽しい イ みんなで何かをするのは楽しい
 - ウ 授業に一生懸命に取り組んでいる エ 授業がよく分かる
 - ・学年単位の結果を追って比較して、どこに問題があるかを把握する。
 - 10 計画→実行→点検のサイクルを確実に進めていくための、行動計画を盛り込んだ日程表の作成をする。

| 時期 | 内 容 |
|-----|---|
| 4月 | ・最初の1週間で人間関係づくりプロ「出会い」の実践をする。 |
| 5月 | ・学級活動で人間関係づくりプログラムを実施する。（「聴き方」「自己表現」） ・人間関係づくりプログラムに関わる1回目の質問紙調査を実施し、実態把握をする。（3～6年） |
| 6月 | ・「学校をもっと楽しくしよう」アンケートを実施する。 アンケートの結果をもとに、いじめの実態を把握し指導する。 ・1回目のQU調査を実施し、学級集団の実態を把握する。 |
| 7月 | ・人間関係づくりプログラムに関わる2回目の質問紙調査を実施し、4月とどのように変化したかを検証する。（3～6年） |
| 8月 | ・各学年で、2学期に向け、QU結果やの人間関係づくりプログラムに関わる質問紙調査をもとに、具体的な対応策を検討する。 |
| 9月 | ・8月に立てた計画のもとにエンカウンターやアサーショントレーニングの実践を行う。（ショートエクササイズ） |
| 10月 | ・客観的な指標で前期の取組を点検する。 ・「学校をもっと楽しくしよう」アンケートを実施する。 |
| 11月 | ・アンケートの結果をもとに、いじめの実態を把握し指導する。 ・2回目のQU調査を実施し、学級集団の実態を把握する。 |
| 12月 | ・人間関係づくりプログラムに関わる3回目の質問紙調査を実施し、学級集団の実態を把握する。（3～6年） ・21日ごろ、3学期に向けた具体的な対応策を検討する。 |
| 1月 | ・「学校をもっと楽しくしよう」アンケートを実施する。 |
| 2月 | ・アンケートの結果をもとに、いじめの実態を把握し指導する。 ・客観的な指標で後期の取組を検討する。 |
| 3月 | ・年間の実践の検討を整理する。 |

3 いじめの早期発見のための取組

- 1 日々の観察、いじめ調査の実施
 - ・担任と子供が共に過ごす時間を大切にして、早期発見に努める。
 - ・日記や連絡帳を活用して、担任と子供・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・いじめの起きやすい休み時間や昼休みにも、担任以外の教師の協力体制を組織して、いじめの早期発見を図る。
- 2 いじめアンケートの実施（1学期1回、2学期1回、3学期1回）
 - ・担任、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長等複数でアンケートの結果を検討し、いじめの認知を行う。
- 3 いじめ相談体制の充実
 - ・担任以外の生徒指導、養護教諭などにも気軽に相談できる雰囲気をつくる。
 - ・カウンセラーを交えて相談できる体制を構築する。
- 4 人間関係づくりプログラムやQ-U検査の実施
- 5 PC、携帯、ゲーム等のネット情報の収集
 - ・「ネットいじめ」やトラブルにつながる書き込みが行われていないか、学校ネットパトロールを実施する。

4 いじめの早期対応のための取組

- 1 正確な実態把握
 - ・被害者、加害者双方や関係している児童からの聞き取りを複数で行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
 - ・管理職への報告や関係教職員との情報を速やかに共有すると共に、いじめやいじめと思われる事案について正確に把握する。
 - ・目の前で起きている事案にとらわれず、全体像を把握するように心掛ける。
- 2 指導体制、方針決定
 - ・いじめと判断された場合は、教職員全体で共通理解を図り、指導体制を整え、組織として対応する。役割分担を明確にする。
 - ・教育委員会などの関係機関との連絡調整を密に行う。
- 3 子供への指導や支援
 - ・いじめられた子供の保護に努め、不安や心配を取り除くような手段を講ずる。
 - ・いじめた子供に対しては、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行うと共に「いじめは許されない行為」という人権意識をもたせる。
 - ・いじめ発覚から3か月が経過するまでは、いじめられた子・いじめた子の様子を含め、状況を注視する。

5 いじめ防止等のための校内組織

① 袋井西小学校いじめ防止対策委員会

ア 目的

いじめ防止等に組織的に対応するため、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証、基本方針の見直し、校内研修の企画を行う。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任
その他関係職員

＜外部＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
スクールサポーター、西部児童相談所、市教委学校教育課 等

ウ 活動内容

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査など）
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめ問題に関する研修

エ 開催時期

- ・定期として、年1回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

② 袋井西小学校生徒指導委員会（いじめ対策部会）

ア 目的

校内のいじめ等の情報交換を行い、いじめの早期発見、予防などを図る。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任
その他関係職員

＜外部＞スクールカウンセラーなど

ウ 活動内容

学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時への対応は、①の組織が行い、日頃の校内のいじめ等の情報交換は、②の組織が行う。

エ 開催時期

- ・2か月に1回、定期的で開催する。

6 重大事態への対応

学校が法の第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合（疑いを含む）には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

ア 重大事態の調査組織を設置する。

イ 事実関係を明確にするために情報収集を行う。

ウ いじめを受けた児童・保護者等に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。